

本奨学金は、経済的な理由により立教大学が教育課程の一環として実施する海外留学プログラム（立教大学グローバル奨学金・立教大学「校友会成績優秀者留学支援奨学金」対象プログラム一覧に掲載のプログラム。以下、対象プログラムという）への参加費用の納入が困難な学生ならびに留学中の学費の納入が困難な学生に対し、経済的支援を行うことで参加の機会を提供することを目的とします。

【対象プログラム一覧】右記 QR コード又は SPIRIT から確認
 (SPIRIT▶学費・奨学金▶奨学金▶海外留学を支援する奨学金▶立教大学の奨学金)



1. 出願資格

以下の全ての条件を満たす学部学生・大学院学生

(1) 2024 年度「対象プログラム一覧」記載の海外留学プログラムに参加する方（未定・検討中の方も含む）

※本奨学金は、原則、参加する海外留学プログラムの開始日が属する年度の募集で出願する必要があり、一つのプログラムに対して一度しか奨学金の支給はありません。ただし、「Double Degree Program（ビクトリア大学）」（プログラム番号 0124・0125・0126）は、留学期間中は毎年度出願することができ、奨学金を複数回受給できる場合があります。

(2) 上記（1）に該当する方のうち、経済的理由により、プログラム参加費用および留学中の学費の支払いについて支援を必要とする方

※本奨学金は、正規の学生であれば、国籍、在留資格を問わず出願できます。

※本奨学金は、現在休学中の方も出願できます。また、対象プログラムが休学者の参加を認めており、出願者が奨学金の受給資格を満たす場合、休学中でも奨学金を受給できます。

※本奨学金は、対象プログラムが最短修業年限超過者（留年者）の参加を認めている場合には、最短修業年限超過者も出願できます。

※本奨学金は他の奨学金との併給制限を行いませんが、他に受給する奨学金が併給制限を行う場合があるので、必ず確認してください。出願中の他の奨学金に採用となり本奨学金を辞退する場合は、速やかに学生課に申し出の上、「辞退届」を提出してください。

2. 奨学金額

対象プログラム一覧に記載の「プログラムカテゴリ」と、下表の「家計基準」から家計区分を決定し、区分ごとに定められた金額を一括支給します。

※収入基準の算定方法は、『9.世帯所得の算定方法』に記載しています。

※出願前に電話等による個別の家計基準判定や確認は行いません。出願書類をもとに収入審査を行い、郵送にて家計基準の区分を通知します。

| 家計基準 (万円未満切捨て) | | プログラムカテゴリ | | | | | | | |
|-------------------|--|-----------|------|------|------|------|------|------|------|
| | | A | B | C | D | E | F | G | H |
| 家計区分 | 父母合算後の世帯所得 ※()括弧内は、給与・年金収入のみの世帯における父母の「給与・年金収入」支払い金額合計 | | | | | | | | |
| 1 | 374 万～792 万円 (収入 782 万～1200 万円) | 20 万 | 10 万 | 20 万 | 10 万 | 10 万 | 10 万 | 無 | 無 |
| 2 | 107 万～373 万円 (収入 401 万～781 万円) | 40 万 | 20 万 | 40 万 | 20 万 | | 20 万 | 10 万 | |
| 3 | 1 万～106 万円 (収入 269 万～400 万円) | 60 万 | 30 万 | 60 万 | 30 万 | 20 万 | 30 万 | 20 万 | 10 万 |
| 4 | 0 円 (収入 268 万円以下) | | | | | | 40 万 | 30 万 | 20 万 |

3. 出願期間

【第 1 回募集】2024 年 6 月 3 日（月）～6 月 13 日（木） ※出願期間最終日の消印有効

【第 2 回募集】2024 年 11 月 6 日（水）～11 月 14 日（木） ※出願期間最終日の消印有効

※出願は、年度中 1 回に限ります。2024 年 9 月に奨学金支給を行う留学プログラムへ参加する方は、必ず【第 1 回募集】で出願してください。奨学金支給時期については、対象プログラム一覧表にて確認してください。

4. 出願方法・提出先

出願方法：『3.出願期間』記載の期間内に、以下の提出先まで書類を簡易書留郵便で郵送してください。

提出先：〒171-8501 東京都豊島区西池袋 3-34-1 立教大学 学生部学生課「グローバル奨学金」係

封筒：角2型 ※A4用紙を折らずに封入してください

注意事項：①出願期間最終日の消印を過ぎての出願は如何なる事由でも認めません

②郵送以外での出願は受け付けません

※出願期間中に願者本人が海外にいる場合は、本人が作成した願書を PDF 等にデータ化して国内の家族に送付し、家族が願書を印刷して紙媒体にし、その他出願書類を揃えたうえで日本国内から郵送してください。海外から郵送された願書は受け付けません。

5. 出願書類・注意事項

※在留資格「留学」の正規留学生の方は、②の所得証明書の提出は不要です。

※提出書類は原則返却しません。必要に応じて出願前に各自控えをとり保管してください。また、以下に記載した書類の他にも、追加で書類提出を求める場合があります。

| 全員が提出する書類 | |
|---|--|
| ①願書 | <input type="checkbox"/> 黒ボールペンで記入すること（消せるペン不可）。 <input type="checkbox"/> 訂正は二重線を引き、余白に正しく記入すること（修正液等の使用不可）。 |
| ②父母両方の令和6年度「所得証明書」（原本） <small>※名称は、発行する自治体によって異なる。（所得・課税証明書、非課税証明書等）</small> | <input type="checkbox"/> 令和6年度の所得証明書（2023年1月1日～2023年12月31日分の収入反映）は、概ね2024年5月中旬～6月上旬以降、市区町村役場で発行可能。発行時期は自治体に確認すること。 ※出願期限までに所得証明書の発行ができない場合、最短提出可能日を明記した「事情書（書式自由。説明者本人の署名必要）」を作成のうえ、他の必要書類に同封し、出願期間内に提出すること。 所得証明書の追送は、大学が出願書類確認期間に間に合うと判断した場合のみ認める。 <input type="checkbox"/> 父母両方の所得証明書を用意すること（無職や非課税の場合でも要提出）。 ※母子・父子家庭は、生計を一にする方の分のみ用意すること。 ※定職のある大学院生は、本人の所得証明書を提出すること。 <input type="checkbox"/> 個人番号（マイナンバー）が記載されているものは受付不可。 <input type="checkbox"/> 父母が海外在住のため所得証明書が発行できない場合は、『9. 世帯所得の算定方法』【算定方法の補足】（4）を確認のうえ必要書類を提出すること。 |
| 該当者のみ提出が必要な書類 | |
| 振込口座確認書、通帳のコピー | <input type="checkbox"/> 大学に対して本人名義の口座を登録していない場合や登録口座を変更する場合は必ず提出すること。 <input type="checkbox"/> 本募集要項とともに SPIRIT に掲載している「学生のみなさんへ」をよく読んで作成すること。 <input type="checkbox"/> 黒ボールペンで記入すること（消せるペン不可）。 <input type="checkbox"/> 訂正は二重線を引き、余白に正しく記入すること（修正液等の使用不可）。 <input type="checkbox"/> 登録を行う口座は、 <u>学生本人名義の口座に限る</u> 。 <input type="checkbox"/> 別紙として <u>通帳のコピー</u> を添付すること。（A4用紙、白黒可） ※通帳レスの場合は、キャッシュカードや WEB 通帳の画面等で、「銀行名・支店名・口座名義・口座番号」が分かる箇所をコピー・印字して添付すること。 |
| 所得証明書に表示されない収入を証明する書類 | <input type="checkbox"/> 父母の所得証明書について、収入が少ないために、収入金額が表示されない（「所得金額」は0円の表示があるが、「収入金額」の具体的な金額がない、収入金額が***や空白（「以下、余白」）等で省略されている）場合は、以下を提出してください（無職の場合は不要）。 【給与収入の場合】 令和5年分の収入がわかる証明書（源泉徴収票等）（コピー可） 【その他・事業所得の場合】 令和5年分確定申告書（第一表・第二表）（コピー可） ※確定申告書は、税務署の受付印があるものを提出すること。電子申告の場合は受付日時・受付番号が記載されているものを提出すること。 |
| 転退職による、所得証明書との乖離を証明する書類 | <input type="checkbox"/> 2024年1月以降～本奨学金申請までの間に転退職があり、現状の収入状況が所得証明書の内容と乖離している場合は、所得証明書に加えて、①事情書（該当者（父母）の直筆の署名が必要。書式自由）、②転退職を証明する書類（離職票、雇用保険受給資格者証<両面>、廃業証明書など）、③現在の収入状況が分かる証明書（会社発行の年収見込み証明書、最新の給与明細書 3か月分、雇用保険受給資格者証<両面>など）を提出すること。 |

6. 出願書類確認期間

〈第1回募集〉 6月中旬～7月初旬頃 **〈第2回募集〉 11月中旬～12月初旬頃**

※出願書類を上記期間に大学が確認し、書類に不備・不足があった場合は、大学から電話で督促を行います。

その際、専用の携帯電話を使用することがあります。

※確認期間内に不備・不足が解消しない場合は、出願を取り消すため、期間中は着信に注意してください。

※出願書類確認期間中に出願者本人が海外にいる場合、SPIRIT Gmail (学生番号@rikkyo.ac.jp) 宛てにメール、または、大学登録の保証人に電話することがありますので、大学からの連絡に注意してください。

7. 家計審査結果通知発送日

〈第1回募集〉 2024年7月5日(金) **〈第2回募集〉 2024年12月6日(金)**

※出願者全員に対して、大学登録済みの学生本人住所に普通郵便で送付します。

8. 支給日・支給方法

対象プログラム一覧に記載の支給日に、出願者本人の口座に銀行振込で支給します。プログラム費との相殺は行いません。複数の対象プログラムに参加する場合、プログラムごとに支給の決定・支給処理を行います。

9. 世帯所得の算定方法

算定基礎となる『「給与・年金収入」の所得換算額』と『「その他・事業所得」金額』を算出し、これらを合算した金額を世帯所得とする。

【算定基礎額の説明】

ア「給与・年金収入」の所得換算額……父母の「給与・年金収入」支払金額合計から下表記載の控除額を差し引いた金額
イ「その他・事業所得」金額……父母の「営業所得」、「農業所得」、「不動産所得」合計額

【算定基礎額の算出方法】

(算定基礎額アの算出方法)

父母の令和6年度所得証明書記載の「給与・年金収入」支払金額について、それぞれ万円未満の金額を切り捨てた後に合算し(同一人物に複数の収入源がある場合には、足し合わせた後に切り捨て)、下表記載の控除額を差し引く。

| 所得証明書記載「給与・年金収入」支払金額 | 控除額 * |
|----------------------|-------------------------|
| 268万円以下 | 支払金額と同額 |
| 268万円を超え400万円以下 | 「給与・年金収入」支払金額×0.2+214万円 |
| 400万円を超え781万円以下 | 「給与・年金収入」支払金額×0.3+174万円 |
| 781万円を超える場合 | 408万円 |

*控除額は万円未満を四捨五入する。

(算定基礎額イの算出方法)

父母の令和6年度所得証明書記載の「営業所得」「農業所得」「不動産所得」金額について、それぞれ万円未満の金額を切り捨てた後に合算する(同一人物にこれらに該当する所得が複数ある場合には、足し合わせた後に切り捨て)。なお、算出にはプラスの所得のみ利用し、マイナスの所得は「0円」として取り扱う。

【算定方法の補足】

- (1) 母子・父子家庭の場合、生計を一にする方のみ収入・所得で世帯所得を算定する。
- (2) 大学院生については、学生本人が定職(正規雇用を指す。ただし、非正規雇用であっても、自宅外に居住し、その収入のみで生計を立てている場合を含む)に就いている場合は、学生本人の収入を審査対象とする。定職に就いていない場合は、父母の収入を審査対象とする。なお、学生本人の配偶者の収入は問わない。
- (3) 在留資格「留学」の正規外国人留学生(学部・大学院共通)は、家計区分【2】<世帯所得107万～373万円(収入401万～781万)>に該当するものとして審査を行う。
- (4) 父母が海外に在住していることにより所得証明書が発行できない場合は、①事情書(書式自由。説明者本人の署名必要)、②勤務先発行の令和5年分(2023年1月1日～2023年12月31日分)の収入状況を記載した公印付きの年収証明書、③年収証明書と訳(②が日本語以外の言語で作成される場合のみ)を提出すること。

10. 留学プログラムを取りやめた場合について

留学開始前に留学を中止した場合や、留学中に途中帰国や留学中止が決定した場合、留学プログラムの担当部局を通じて相談してください。奨学金支給後に、途中帰国やプログラムを中止した場合、奨学金を返還していただく場合があります。なお、留学プログラムに参加しない（申し込んでいない）場合には、奨学金は支給されませんので、その際の連絡は不要です。また、どのような場合においても、本奨学金出願にかかった費用は返還できません。

11. 留学プログラムの実施形態が変更となった場合について

本奨学金は、海外渡航を伴う留学プログラムを支給対象としています。

当初は渡航を伴う形での実施を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の影響等により留学プログラムの実施形態が変更となり、海外への渡航を伴わない形に変更となった場合、本奨学金の支給は行いません。

なお、留学プログラムの実施形態の変更等については、担当部局に確認してください。

<問い合わせ先>

立教大学学生部学生課（03-3985-2441）

月～金 9：00～17：00 土 9：00～12：30

以上